

## 裁 決 書

審査請求人



処 分 庁

 所長

審査請求人が、平成28年5月16日付けで提起した生活保護法に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

処分庁が、平成28年3月30日付けで行った保護変更決定処分を取り消す。

### 理 由

#### 第1 審査請求の趣旨及び理由

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成28年3月30日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件変更決定」という。）の取り消しを求めるものと解される。

## 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

処分庁が、決定したことは、見落としであり、違法である。処分庁が、決定したことは、放置であり、不当である。平成21年3月9日、身体障害者手帳2級に変更、従ってさかのぼり、同日より平成28年1月までの差額返還金を請求する。

### 第2 当庁が認定した事実及び判断

#### 1 当庁が認定した事実

- (1) 平成11年7月22日付けで、処分庁は請求人の保護を開始したと。
- (2) 平成21年7月7日に、処分庁は請求人の身体障害者手帳を受理し、同手帳には、身体障害者等級表による級別2級の記載があること。
- (3) 平成28年3月30日付けで、処分庁は請求人に対し、「身体障害者手帳の2級への等級変更を確認したため、同年2月より加算額を17,530円から26,310円に変更します。局第7-2-(2)-エ-(ウ)」との理由により、本件変更決定を行い、通知したこと。
- (4) 平成28年6月7日付けで、処分庁が審査庁に提出した弁明書（以下「弁明書」という。）には、次の趣旨の記載があること。

ア 平成11年7月22日 保護開始

イ 平成11年7月22日 請求人から身体障がい者手帳6級提出があった。

ウ 平成16年9月8日 請求人が精神障がい者保健福祉手帳2級を取得したため、同月から障がい者加算の認定を開始する保護変更を行った。

エ 平成21年7月7日 請求人から処分庁に身体障がい者手帳が2級へ等級変更したため、身体障がい者手帳の提出があった。

オ 平成28年3月30日 障がい者加算の支給額が相違していることを担当ケースワーカーが確認した。

カ 平成28年3月30日 請求人の母（以下「母」という。）に障がい者加算額に相違があったことを説明した。

キ 平成28年3月30日 処分庁は生活保護手帳別冊問答集（問13-2）答1に基づき、遡及変更は発見月及びその前月分の2か月と判断し同年2月から本件変更決定を行った。

ク 平成28年3月31日 担当職員が請求人宅を訪問し、本件変更決定通知書（同年2月から同4月）の交付を行った。

ケ 保護変更決定処分について、最低生活費の遡及変更は、生活保護手帳別冊問答集（問13-2）答1に扶助費の遡及支給の限度について「最低生活費の遡及変更は2か月程度（発見月及びその前月分まで）と考えるべき」であり「2か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でない」とあることから、遡及変更期間を発見月及びその前月分までの2か月とする本件変更決定を行った。

(5) 処分庁から弁明書と同時に提出のあった証拠書類には、以下の記載があること。

ア 平成16年9月8日付けのケース記録票には、「請求人、精神保健福祉手帳2級取得。初診は平成8年。よって、局長通知第6-2-(2)-エ、問第4の65により、障害者加算計上す。（9月～）」との記載があること。

イ 平成28年3月30日付けのケース記録票には、「請求人の障がい者加算の加算額の変更について 援助方針作成のため、請求人の身体障害者手帳を業務総合端末で確認したところ、身体障害者手帳2級を

取得していることを確認した。世帯の加算額について、身体障害3級又は国民年金2級相当の加算額17,530円が加算されているため、ケース記録を確認したところ、請求人より平成21年7月7日に身体障害者手帳2級の提出を確認した。障害担当に確認したところ、請求人は平成21年5月に身体障害者手帳2級へ等級変更となり、それ以降は等級の変更はないとのこと。以上のことから本来、手帳の提出のあった翌月の同年8月から加算額を変更すべきところであったが、加算額の変更処理が漏れていたことが判明した。母来所。査察指導員同席。請求人の障がい者加算額について、同年7月に手帳の提出があったため、翌月の8月から障がい者加算額を変更しなければならないところ、処理が行われていなかったことについて、謝罪し、追給については、(中略)随時払いで行う旨説明を行う。」との記載があること。

(6) 平成28年7月11日に、請求人が審査庁に提出した反論書には、次の趣旨の記載があること。

ア 処分庁の業務誤りであり、謝罪もなく残念に思う。

イ 平成21年7月より平成28年1月まで発見遅く、それを正当化することは許されないと思う。

ウ 最低生活費と言っても、個々の立場は違い、現在母と2人暮らしで、赤字続きの苦しい生活をしており、ぜい沢しているわけではない。

エ 市営住宅にもなかなか入居することが出来ず、現在賃貸住宅で経費がかかる。ゆとりもなく預金も出来ず、市営住宅に優先的に入居できるようにして頂きたい。

オ 私は身体障害者(拡張型心筋症)で、平成20年10月発症し、予後不良と診断されてから7年になり、今でも息辛く、いつ急変するかも知れない。

カ 母も80歳で体調も良くなく、死後お墓もなく、信仰しているお寺

で永代供養代として、2人で40万円入用で、先々不安だ。もう一度検討して頂きたい。

キ 生活保護に決して甘んじて受けているわけではなく、感謝しているので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

## 2 判 断

- (1) 法第8条は、「基準及び程度の原則」について規定しており、第1項において、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。
- (2) 「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）別表第1第2章の2障害者加算の（2）において「障害者加算は、次に掲げる者について行う。」とし、次に掲げるものとして、「ア 障害等級表の1級若しくは2級又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）」、「イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）。ただし、アに該当する者を除く。」と定めている。
- (3) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）の間（第7の65）の答は、局長通知第7の2の（2）のエの（イ）にいう「障害の程度が確認できる書類」には、精神障害者保健福祉手帳が含まれるものとし、「精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となつた傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。この場合において、同手帳の1級に該当する障害は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級の障害と、同手帳の2級に

該当する障害は同別表に定める2級の障害とそれぞれ認定するものとする。」と定めている。

(4) 「生活保護手帳(別冊問答集)2015」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)の問13の2の(答)1では、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要が生じた場合について、「本来転入その他最低生活費の認定変更を必要とするような事項については、収入申告と同様、受給者に届出の義務が課せられているところでもあるし、また、一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は2か月程度(発見月及びその前月分まで)と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に60日間とされているところからも支持される考えであるが、2か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」と記載している。

(5) 本件についてみると、前記第2の1の(1)から(5)までの認定事実のとおり、処分庁は平成16年9月から、請求人から提出のあった精神保健福祉手帳に基づき、前記(2)及び(3)に照らし、障害者加算について(2)のイに該当する者として認定を行ってきたところ、平成21年7月7日に請求人から提出のあった2級の身体障害者手帳を受理した際、本来ならば、前記(2)に照らし、障害者加算は前記(2)のアに該当する者として認定し障害者加算の支給額の変更を行うべきところ、これを行わなかったことが認められる。そして、平成28年3月30日に、担当職員が事務処理の誤りを発見したことから、処分庁は前記(4)を踏まえ、発見月である同年3月及びその前月分である同年2月に遡及して、障害者加算を認定する本件変更決定を行ったことが認められる。

(6) 処分庁は、前記(4)に基づき、扶助費の遡及支給は2か月と限定されていることから、障害者加算額の変更は、発見月及びその前月までとする本件変更決定を行った旨主張する。

確かに、前記(4)では、法に基づく生活保護の扶助費は生活困窮に直接的に対処する給付という性質のものであることから、保護費の遡及

支給の限度は2か月とされており、2か月を超えて追加支給することは妥当でないと示されているところである。

しかしながら、本件については、前記2の1の(4)及び(5)のイにあるとおり、処分庁において、平成21年7月に請求人から2級の身体障害者手帳を受領しており、本来、手帳の提出のあった翌月の同年8月から加算額を変更すべきところ変更処理の漏れがあったという事実は処分庁自身が認めているところであり、本件変更決定に係る手続に瑕疵があることは明らかである。

この点に加え、最高裁大法廷昭和42年5月24日判決(最高裁判所民事判例集21巻5号1043頁)が、「生活保護法は、『この法律の定める要件』を満たす者は、『この法律による保護』を受けられることができると規定し(2条参照)、その保護は、厚生大臣の設定する基準に基づいて行なうものとしているから(8条1項参照)、右の権利は、厚生大臣が最低限度の生活水準を維持するにたりると認めて設定した保護基準による保護を受け得ることにあると解すべきである。」と述べていることも併せかんがみると、処分庁の事務処理の明らかな過誤により請求人の平成21年8月分以降の障害者加算の認定を変更していない限りで、これ以降の保護費の算出において、受け得る保護の保護基準を充たしていない瑕疵があるということが出来る。

また、東京高等裁判所平成24年7月18日判決は、「実質的にみても、要保護者がした生活保護の開始申請に対し、保護の実施機関が、当該申請が保護の要件を具備しているにもかかわらず、これを却下する旨の決定をした場合に、その却下決定が取り消されても、過去の生活保護の申請権又はその申請に対応すべき実施機関としての地位が消滅しているために、もはや過去の生活保護についてはこれを受けることができないものとするならば、適正な保護の実施をしなかった保護の実施機関が要保護者の犠牲の下に利益を受けることとなるのであって(要保護者において国家賠償の訴えを提起することにより救済を求めることも考えられるが、国家賠償の訴えでは公務員の職務行為上の違法性や故意過失が問題とされるため、必ずしも十分な救済を受けることができない。)、このようなことは、全ての国民に対し必要な保護を行いその最低限度の生活を保障するという生活保護法の目的に照らして容認することができず、保護の実施機関は、過去の生活保護に遡及して開始決定をし、扶助費を支給することが可能であるというべきである(東京地裁昭和47年12月25日判決・行裁集23巻12号946頁参照)。」と判示し

ている。

これらを踏まえると、処分庁の事務処理の明らかな過誤により、平成21年8月分以降の保護費の決定処分に手続き上の瑕疵があるにもかかわらず、本件変更決定がこれら処分の適法性を前提として平成28年3月分からの2か月分の遡及支給を行っている点で、本件変更決定は瑕疵があるものと言わざるを得ず、取消しを免れない。

以上の理由により、行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされた旧行政不服審査法第40条第3項の規定を適用して主文のとおり裁決する。

平成29年8月1日

審査庁 大阪府知事 松井 一郎



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決が



あったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)